

平成23年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(総務省・地域情報化関係)

平成22年7月16日

全国知事会

## 【地域情報化関係】

### 1 地上デジタル放送への円滑な移行について

(1) 地上デジタル放送へ完全移行するまで残り1年となった今、取り残される地域や国民があってはならないことから、2011年7月までに、すべての国民が地域間格差なく、現在視聴している番組を引き続き地上デジタル放送において視聴可能となるよう、視聴者や地域の実情に合わせた地上デジタル放送の送受信環境の整備や周知、相談体制の強化を図るための措置を、国及び放送事業者の負担と責任において、早急かつ適切に講じること。

なお、アナログ停波後においても、デジタル化対応の進捗状況を踏まえ、衛星利用による暫定的な難視聴対策など、必要な支援を弾力的に実施し、地方公共団体や国民に負担を求めないこと。

(2) デジタル化に伴い地域それぞれの電波環境により新たに発生する「新たな難視」対策として実施する中継局の新設、共聴施設の設置、CATVへの移行等の対策については、対象世帯及び地方自治体への負担を求めず、国及び放送事業者の責任と負担で取り組むこと。

(3) デジタル対応機器の購入やアンテナ設置などの集中による資材・工事事業者等の不足への対策、アナログテレビ等の大量廃棄への対応について、関係機関、メーカー等と密接な連携を図るとともに、地上デジタル放送の受信を口実とした悪質商法対策などについても、国の責任において、適切な対策を講じること。

### 2 地域情報化の推進について

(1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

### 3 情報セキュリティ対策の推進について

地方自治体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

### 4 社会保障・税に関わる番号制度の検討について

社会保障・税に関わる番号制度の検討に当たっては、個人情報の保護の在り方に十分配慮するとともに、住民サービスを高めるといった視点から地方とも十分に意見交換を行うこと。

また、住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなど、既存のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図ること。

注1 住民基本台帳ネットワークシステムは、平成11年の住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の改正により、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたもの。

注2 公的個人認証サービスは、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（「公的個人認証法」）（平成14年12月13日公布。平成16年1月29日施行）により、開始されたサービス。

オンラインで（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。都道府県知事が発行する「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないICカードに記録し、これを用いて申請書などの情報に「電子署名」を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができる。